【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年11月27日

【会社名】 株式会社ティア

【英訳名】 TEAR Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 冨安 徳久

【本店の所在の場所】 名古屋市北区黒川本通三丁目35番地 1

【電話番号】 052-918-8200 (代表)

【最寄りの連絡場所】 名古屋市北区黒川本通三丁目35番地 1

【電話番号】 052-918-8254

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集

1,435,160,000円

オーバーアロットメントによる売出し

225,750,000円

(注) 1 . 募集金額は、発行価額の総額であり、平成30年11月16 日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社 普通株式の終値を基準として算出した見込額でありま す。

> ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて 買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行 価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行 価格の総額は上記の金額とは異なります。

2.売出金額は、売出価額の総額であり、平成30年11月16日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1.今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2.上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を 開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株 式会社名古屋証券取引所でありますが、これらのうち主たる 安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融 商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注)1.平成30年11月27日(火)開催の取締役会決議によります。
 - 2.本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
 - オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
 - 3.一般募集とは別に、平成30年11月27日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別 記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とす る当社普通株式300,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議し ております。
 - 4.一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
 - 5.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成30年12月5日(水)から平成30年12月11日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	2,000,000株	1,435,160,000	717,580,000
計(総発行株式)	2,000,000株	1,435,160,000	717,580,000

- (注)1.全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
 - 2.発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
 - 3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上 げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じ た額とします。
 - 4.発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成30年11月16日(金)現在の株式会社東京証券取引所における 当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未)1.2. (注係式引通日合立値を円でますが、1.2. 発株報引通の値を近ののはままでである。 を通過の値を近ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	未定 (注)1. 2.	未定 (注)1.	100株	自 平成30年12月12日(水) 至 平成30年12月13日(木) (注)3.	1 株につ き発行価 格と同 の金額	平成30年12月18日(火) (注)3.

(注) 1.日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成30年12月5日(水)から平成30年12月11日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.tear.co.jp/company/news/news.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2.前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3.申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成30年12月4日(火)から平成30年12月11日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年12月5日(水)から平成30年12月11日(火)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成30年12月5日(水)の場合、申込期間は「自 平成30年12月6日(木) 至 平成30年12月7日(金)」、払込期日は「平成30年12月12日(水)」

発行価格等決定日が平成30年12月6日(木)の場合、申込期間は「自 平成30年12月7日(金) 至 平成30年12月10日(月)」、払込期日は「平成30年12月13日(木)」

発行価格等決定日が平成30年12月7日(金)の場合、申込期間は「自 平成30年12月10日(月) 至 平成30年12月11日(火)」、払込期日は「平成30年12月14日(金)」

発行価格等決定日が平成30年12月10日(月)の場合、申込期間は「自 平成30年12月11日(火) 至 平成30年12月12日(水)」、払込期日は「平成30年12月17日(月)」

発行価格等決定日が平成30年12月11日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、 となりますのでご注意下さい。

EDINET提出書類 株式会社ティア(E05585) 有価証券届出書(組込方式)

- 4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6. 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7.株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成30年12月5日(水)の場合、受渡期日は「平成30年12月13日(木)」

発行価格等決定日が平成30年12月6日(木)の場合、受渡期日は「平成30年12月14日(金)」

発行価格等決定日が平成30年12月7日(金)の場合、受渡期日は「平成30年12月17日(月)」

発行価格等決定日が平成30年12月10日(月)の場合、受渡期日は「平成30年12月18日(火)」

発行価格等決定日が平成30年12月11日(火)の場合、受渡期日は「平成30年12月19日(水)」

となりますのでご注意下さい。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3)【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 大津町支店	名古屋市中区錦三丁目4番6号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,540,000株	1.買取引受けによります。 2.引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	460,000株	3 . 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		2,000,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,435,160,000	17,000,000	1,418,160,000

- (注) 1 . 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。 また、消費税等は含まれておりません。
 - 2.払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成30年11月16日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,418,160,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増 資の手取概算額上限212,274,000円と合わせ、手取概算額合計上限1,630,434,000円について、1,374,000,000 円を当社の設備投資資金に充当し、残額が生じた場合には、平成31年9月末までに借入金の返済資金に充当する予定であります。

設備投資資金については、平成32年9月末までに葬儀会館の新設に1,045,000,000円(平成31年9月期: 448,000,000円、平成32年9月期:597,000,000円)を、平成32年9月末までに既存会館の改修に329,000,000円を充当する予定であります。

実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式 300,000株 225,750,000		225,750,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
			野村證券株式会社

(注)1.オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.tear.co.jp/company/news/news.html)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 . 売出価額の総額は、平成30年11月16日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を 基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込 単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成30年12月12日(水) 至 平成30年12月13日(木)	100株	1株につき 売出価格と			
(/= /	(注)1.		同一の金額	び全国各支店		

- (注) 1.売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。
 - 2.株式の受渡期日は、平成30年12月19日(水)()であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

- 3.申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 4. 申込証拠金には、利息をつけません。
- 5.株式は、受渡期日から売買を行うことができます。 社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口 座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、300,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成30年11月27日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成31年1月8日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年12月26日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。(注)1.本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- (1)募集株式の種類及び数
- 当社普通株式 300,000株
- (2) 払込金額の決定方法

発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集にお ける発行価額と同一とする。

有価証券届出書(組込方式)

(3) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(4)割当先 野村證券株式会社

(5)申込期間(申込期日) 平成31年1月7日(月) (6)払込期日 平成31年1月8日(火)

(7) 申込株数単位 100株

2.シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成30年12月5日(水)の場合、「平成30年12月8日(土)から平成30年12月26日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成30年12月6日(木)の場合、「平成30年12月11日(火)から平成30年12月26日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成30年12月7日(金)の場合、「平成30年12月12日(水)から平成30年12月26日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成30年12月10日(月)の場合、「平成30年12月13日(木)から平成30年12月26日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成30年12月11日(火)の場合、「平成30年12月14日(金)から平成30年12月26日(水)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社夢現及び冨安徳久は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を 一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。
- 1.募集又は売出しの公表後における空売りについて
- (1)金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。
- (2)金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - * 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成30年11月28日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成30年12月5日から平成30年12月11日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - *2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - 先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売 リ
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - *3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。
- 2.今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.tear.co.jp/company/news/news.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- ・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社の概要」から「5 主要な経営指標等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ベージ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。



会社の概要



株式会社ティア本社(ティア黒川)

商号	株式会社ティア
代 表 者	代表取締役社長 富安徳久
設 立	平成9年7月
事業内容	葬儀会館の運営、葬儀施行の請負、フランチャイズ事業
資 本 金	1,184百万円(平成30年11月27日現在)
本 社	名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1
連結売上高	12.311百万円(平成30年9月期)
店舗数	直営会館 52店舗 葬儀相談サロン 5店舗 フランチャイズ 45店舗 合計 102店舗(平成30年9月末現在)

(注) 平成30年9月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人 の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。



事業の内容

当社グループは、当社及び連結子会社 1 社で構成され、葬儀請負を中心とした葬祭事業と、当社グループのこ れまでのノウハウを生かした葬儀会館運営のフランチャイズ事業を行っております。

(1) 葬祭事業

当社は、直営会館である「葬儀会館ティア」のほか、「葬儀相談サロン」を中部地区、関東地区、関西地区に 展開しております。主な事業内容としましては、葬儀会館のみならず、ご自宅、寺院等での葬儀施行及び葬儀 付帯業務の提供に加え、葬儀後のアフターフォローや忌明け法要等を請負っております。

また、葬儀に関する様々な特典が受けられる当社独自会員制度「ティアの会」を設けており、さらに「ティア の会」会員と同等のサービスが受けられる、団体・企業との業務提携も行っております。

株式会社愛共は、湯灌サービス業務等を行っております。



「ティア下之一色」 平成29年10月開設(名古屋市中川区)

「葬儀相談サロン ティア北千住」 平成30年2月開設 (東京都足立区)

::::TEAR











「家族葬ホール ティア千代田橋」 平成30年9月開設(名古屋市守山区)



「葬儀相談サロン ティア駒込」 平成30年8月開設 (東京都北区)

(2) フランチャイズ事業

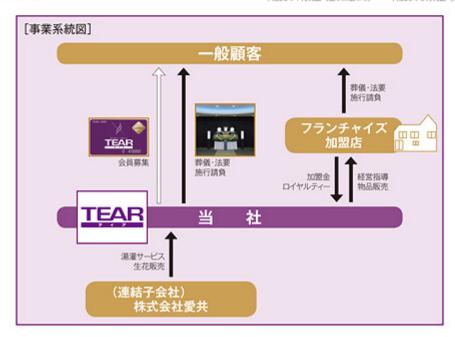
当社は、「葬儀会館ティア」を全国に展開すべく、異業 種の事業会社を対象にフランチャイズ契約を締結し、葬儀 業界への参入ノウハウの提供と物件開発、スーパーバイ ザーによる開業・営業・運営支援、葬儀付帯品の販売等を 行っております。



「ティア梅林」 平成30年7月開設(岐阜県岐阜市)

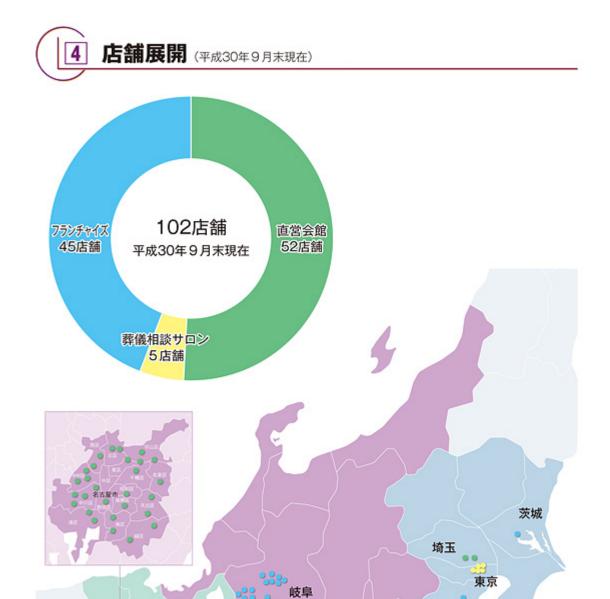


「ティア南渡」 平成30年9月開設(岐阜県海津市)



3 沿革

平成9年7月	名古屋市中川区中須町59番地に葬祭施行を目的として株式会社ティア設立、資本金9千万円
平成10年 1 月	名古屋市中川区中須町に 1 号店「ティア中川」を開設
平成13年 2 月	名古屋市緑区六田に5号店「ティア緑」を開設
平成13年 4 月	名古屋市中川区中須町59番地より名古屋市中区新栄二丁目2番7号アーク広小路ビル6階へ本社を移転
平成14年 7 月	名古屋市天白区境根町に10号店「ティア相生山」を開設 名古屋市中区新栄より名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1 (ティア黒川5階) へ本社を移転
平成15年8月	愛知県海部郡甚目寺町坂牧(現:愛知県あま市坂牧)に15号店「ティア甚目寺」を開設
平成16年10月	葬祭フランチャイズ事業を開始
平成18年 3 月	大阪府門真市北巣本町に関西地区では初出店となる「ティア門真」を開設(19号店)
平成18年 6 月	株式会社名古屋証券取引所セントレックスに株式を上場
平成18年 7 月	株式会社フリーダムより事業譲受により、愛知県豊橋市向山大池町に20号店「ティア豊橋」、 愛知県豊橋市牧野町に21号店「ティア豊橋南」を開設
平成19年10月	株式会社スリーケイエムより事業譲受により、愛知県岡崎市羽根北町に22号店「ティア岡崎」 (現:ティア岡崎南) を開設
平成20年 9 月	株式会社名古屋証券取引所市場第二部へ上場市場を変更
平成21年10月	名古屋市名東区野間町に25号店「ティア名東」を開設
平成23年10月	愛知県岡崎市島町に30号店「ティア岡崎中央」を開設
平成24年 9 月	埼玉県越谷市越ヶ谷に関東地区では初出店となる「ティア越谷」を開設(33号店)
平成25年 5 月	愛知県春日井市味美白山町に35号店「ティア味美」を開設
平成25年 6 月	株式会社東京証券取引所市場第二部へ上場
平成26年 6 月	株式会社東京証券取引所市場第一部、株式会社名古屋証券取引所市場第一部に指定
平成26年11月	名古屋市緑区細口に40号店「ティア滝ノ水」を開設
平成28年 8 月	東京都荒川区東日暮里に東京都内初出店となる「葬儀相談サロン ティア日暮里」を開設(45号店)
平成29年 5 月	株式会社愛共(現:連結子会社)の全株式を取得し、完全子会社化
平成29年 7 月	名古屋市天白区井口に50号店「ティア原」を開設
平成29年10月	名古屋市中川区下之一色町に52号店「ティア下之一色」を開設
平成30年 2 月	東京都足立区千住中居町に53号店「葬儀相談サロン ティア北千住」を開設
平成30年 3 月	東京都葛飾区青戸に54号店「弊儀相談サロン ティア青砥駅前店」を開設
平成30年 4 月	愛知県津島市神守町に55号店「ティア津島東」を開設
平成30年 8 月	東京都北区西ケ原に56号店「葬儀相談サロン ティア駒込」を開設
平成30年 9 月	名古屋市守山区小幡千代田に57号店「家族葬ホール ティア千代田橋」を開設



三重

和歌山

神奈川

● 直営会館

葬儀相談サロンフランチャイズ



主要な経営指標等の推移







- (注) 1. 第21期より連結財務諸表を作成しております。
 - 2. 第22期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。







- (注) 1. 第21期より連結財務諸表を作成しております。
 - 2. 第22期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

(1) 連結経営指標等

н	决	第17期	第18期	第19期	第20周	第21期	第22開
换 算	年 月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
売上高	(百万円)	-	-	-	-	11,352	12,311
経常利益	(百万円)	-	-	-	_	1.185	1,300
親会社株主に帰属す	る当期純利益 (百万円)	-	-	i — i	-	801	896
包括利益	(百万円)	-	-	-	-	801	896
纯資産額	(百万円)	-	-	· -	-	6,221	6,984
総資産額	(百万円)	-	-	-	_	10,990	11,958
1 株当たり純資産額	(円)	-	-	_	-	308,51	345.65
1株当たり当期純利	益金額 (円)	-	-	-	-	39.72	44.39
B在株式調整後1株当た	り当開純利益金額 (円)	-	-	_	-	-	-
自己資本比率		-	-	,	-	56.6	58.4
自己資本利益率		-	-	-	_	12.9	13.6
株価収益率		0,-0	-	i -	-	21.6	20.3
営業活動によるキャ	ッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	1,406	1,620
投資活動によるキャ	ッシュ・フロー (百万円)	-	-	5 - 3	_	△998	△596
財務活動によるキャ	ッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	△93	△658
現金及び現金同等物	の期末残高 (百万円)	-	_	-	_	1,758	2,125
従業員数		-	-	-	-	414	475
(外、平均臨時雇用者	作数) (人)	(-)	(-)	(-)	(-)	(74)	(80

- (注) 1. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 4. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、第21期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。
 5. 第22期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告の表別しております。 告書は受領しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

м ж	第17期	第18開	第19期	第20期	第21期	第22開
決 算 年 月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
売上高 (百万円)	8,919	9,527	10,205	10,594	11,352	12,312
経常利益 (百万円)	846	925	1,022	1,072	1,179	1,287
当期純利益 (百万円)	517	548	652	712	796	887
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	580	580	1,159	1,159	1,159	1,184
発行済株式総数 (株)	4,556,000	9,112,000	20.167.200	20,167,200	20.167.200	20,209,700
純資産額 (百万円)	2,873	3,284	4,970	5,561	6,216	6,971
総資産額 (百万円)	8,504	8,913	10.137	10,069	10,980	11,906
1株当たり純資産額 (円)	157.66	180.24	246.47	275.78	308.28	344.96
1株当たり配当額 (円)	20	12	6	6	8	10
(うち1株当たり中間配当額) (ロ)	(-)	(5)	(3)	(3)	(4)	(5)
1株当たり当期純利益金額 (FI)	28.38	30.07	32.96	35.31	39.49	43.94
潜在株式調整後1株当たり当開純利益金額 (円)	-	-		-		-
自己資本比率 (%)	33.8	36.8	49.0	55.2	56.6	58.5
自己資本利益率 (%)	19.5	17.8	15.8	13.5	13.5	13.5
株価収益率 (倍)	23.5	25.0	22.2	17.5	21.7	20.5
配当性向 (%)	17.6	20,0	18.2	17.0	20.3	22.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	805	1,150	1,177	1,180	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△717	△528	△876	△806	-	
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△288	△428	377	△742	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	939	1,133	1.812	1,442	-	-
従業員数 (人)	279	321	348	361	404	441
(外、平均臨時雇用者数)	(54)	(62)	(61)	(61)	(74)	(78)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式瀬整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3. 第20期以前の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
 4. 当社は平成55年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成55年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成55年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成56年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これらの株式分割が第17期の則首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を計算しております。
 5. 第17期の1株当たり配当額については、記念配当2円が含まれております。
 6. 第18期の1株当たり配当額については、記念配当2円が含まれております。
 7. 第20期とりを約の表示単位を4円単位から百万円単位に変更しております。

 - 7. 第20期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため第19期以前について
 - も百万円単位に変更しております。 8. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、第21期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記
 - 載しておりません。 9. 第22期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、PER及び株式売買高の推移】

平成27年11月24日から平成30年11月16日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、PER及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注)1.・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
 - 2. PERの算出は、以下の算式によります。

PER(倍)= 週末の終値 1株当たり当期純利益

平成27年11月24日から平成28年9月30日については、平成27年9月期有価証券報告書の平成27年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年10月1日から平成29年9月30日については、平成28年9月期有価証券報告書の平成28年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成29年10月1日から平成30年9月30日については、平成29年9月期有価証券報告書の平成29年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成30年10月1日から平成30年11月16日については、平成30年11月8日に公表した平成30年9月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

当社は、平成29年9月期より連結財務諸表を作成しております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成30年5月27日から平成30年11月16日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について変更及び追加がありました。

以下の「 .経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は、当該変更及び追加を反映し、一括して記載したものであります。

また、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の「 . 事業等のリスク」は、当該「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を抜粋して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「 . 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「 . 事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「日本で一番『ありがとう』と言われる葬儀社」を目指し、平成9年に創業いたしました。翌年には名古屋市内に1号店となる「ティア中川」を開設し、その後も中部地区で積極的なドミナント出店を行うと共に、関東地区・関西地区への進出やフランチャイズによる多店舗化を推進してまいりました。これにより平成30年9月末現在、直営57店舗(会館52店舗・葬儀相談サロン5店舗)・フランチャイズ45店舗の合計102店舗を展開しております。

また、創業当時より一貫して葬儀価格の透明性に努めており、当社独自の会員制度「ティアの会」を中心に、明瞭な価格体系による葬儀を提供しております。さらに、葬儀に関する知識や技術的な教育のみならず、ビジネスマナーや徳育的な観点による人材教育を積極的に手掛け、サービス業としての質的向上にも努めてまいりました。これらの取り組みにより、ご利用されるお客様の支持を獲得し、平成30年9月末現在、会員数は34万人を超え、年間の葬儀施行件数は14,000件(直営、フランチャイズ合計)を超えるまでに業容は拡大しております。

(2) 経営環境

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、人口動態を背景に葬儀に関する需要は増加傾向で推移すると予想されております。一方で、葬儀業界の新たな潮流として、少子化による親族の減少、死亡年齢の高齢化等を背景に、儀式の簡素化と葬儀の小規模化が進行しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは中長期目標であります会館数200店舗体制の実現とその後の持続的な成長を目指すべく、中部地区で新規出店を加速し経営基盤の更なる強化を図ると共に、関東地区、関西地区での収益化と出店を加速する体制を整備する局面であると判断しております。また、直営・フランチャイズによる中長期の出店方針に加え、「外部環境の変化に伴う課題の認識と対応方針」「内部体制の更なる強化と中長期を見据えた施策」「計画的な人材確保と教育体制の充実により強い組織集団の実現」を推進していかなければなりません。さらに、企業価値を高め、株主共同の利益を確保・向上させる取り組みも必要であると判断しております。

そこで、当社グループといたしましては、「オンリーワンブランド"ティア"」のスローガンのもと、中期経営計画を策定し、以下の4項目のテーマを推進してまいります。

直営会館と葬儀相談サロンの出店加速とフランチャイズにおける計画的な出店の推進

当社グループの中長期目標であります会館数200店舗体制とその後の持続的な成長の実現に向けて、中部地区では新規出店を加速し経営基盤の更なる強化を図り、関東地区では収益化と出店を加速する体制の整備、関西地区では葬儀受注導線の多様化により既存会館の成長に取り組んでまいります。

フランチャイズでは、新たなフランチャイズモデルの開発により、新規・既存クライアントの計画的な出店を推進すると共に、スーパーバイジング機能の向上とFC本部のバックアップにより、フランチャイズ会館の更なる成長を目指してまいります。

既存会館のユーザビリティの向上とWEBマーケティングの強化の推進

葬儀ニーズの多様化や葬祭規模の縮小に対応すべく、既存設備の充実や既存会館の計画的な改修を実施し、ユーザビリティの向上に努めてまいります。また、創業から20年以上が経過し、契約満了となる会館も増えることから、契約更新に係るマネジメント体制の構築にも取り組んでまいります。

また、WEBサイトからの会員獲得、葬儀受注の増加を図るべく、当社グループのホームページのリニューアルとWEBマーケティングの強化に取り組んでまいります。さらに、PR・IR活動におきましても継続的に実施し、中部地区・関東地区・関西地区のみならず、日本全国を対象に当社グループの知名度と認知度の向上に努めてまいります。

葬儀付帯業務の更なる内製化とM&Aに係る基準の明確化の推進

葬儀付帯業務の更なる内製化を推進すべく、車両業務にかかる人材・設備の拡充、湯灌サービスの内製化比率の向上、セレモニーアシスタントの社内派遣、生花事業の立ち上げと運用拡大等に取り組んでまいります。 また、葬儀付帯品を会館へ配送する物流センターの効率化にも努めてまいります。

M&Aにつきましては定量的な基準を明確化することで、買収案件に対する検討プロセスの迅速化を図ってまいります。また、中部地区に次ぐ第2の成長市場を開拓すべく情報収集にも努めてまいります。

計画的な人材確保と教育体制の強化の推進

中長期目標200店舗体制の実現を目指すには、人材の確保・育成にこれまで以上に取り組む必要があると判断しております。そこで、PDCAサイクルに則った新卒採用プログラムを実践すると共に、新入社員の早期育成を目指した新卒教育プログラムを運用してまいります。また、既存社員に対しても施行品質の基準を設けた研修や、管理職に必要なスキルを習得する研修等を行ってまいります。さらに、人材教育を担うティアアカデミーの機能強化を図るべく、「ティア・ヒューマンリソース・センター:THRC」と称する研修に特化した施設を開設いたします。

(4)目標とする経営指標

当社グループは中期経営計画及び三カ年の利益計画を公表しており、中期経営計画に対する進捗状況及び利益計画の達成状況を経営指標としております。

. 事業等のリスク

(2) 競争環境について

葬儀業界への異業種からの参入や、葬儀を紹介・斡旋するポータルサイトの台頭等が活発化しております。また、同業他社におきましても積極的に会館を出店していることから、当社グループが会館を展開する商圏内でも 競争環境は厳しさを増しており、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 葬儀会館の賃借について

当社グループは、葬儀会館の出店に関しまして、基本的に土地建物の賃借をいたしております。

<中略>

出店・改修計画

出店計画に沿って、土地情報の収集や賃借交渉を行っておりますが、当社が希望する地域に該当する土地が ない場合及び条件に折り合いが付かない場合については、出店計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を及ぼす 可能性があります。

また、既存会館の改修について、改修が集中する場合及び改修計画に変更が生じた場合については、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法的規制について

霊柩運送

当社グループの葬祭事業における霊柩運送については、「一般貨物自動車運送事業(霊柩)」として、貨物自動車運送事業法の規制を受けております。当社グループは運行管理者及び整備管理者を選任し、安全運行の確保及び事故防止にかかる体制を整備しておりますが、今後当該法規制が改正・強化され、その対応のために新たな費用負担が発生した場合、あるいは管理不備や重大事故の発生等の予期せぬ事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

食品衛生法

当社グループの葬祭事業においては食品の提供を行っていることから、食品衛生法の規制を受けております。当社グループは都道府県知事が定める基準により食品衛生責任者を置くなど適切な衛生管理を行っておりますが、万一、食中毒を起こした場合には、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等を命じられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)人材確保及び教育について

当社グループは、中長期目標200店舗体制の実現を目指し今後も事業展開を積極的に行う方針であり、人材の確保・育成をこれまで以上に取り組む必要があると判断しております。そのため当社グループは中期経営計画に基づいた採用活動を行うとともに、人材教育機関「ティアアカデミー」による社員のスキル向上を図っております。

しかしながら、人材の確保及び育成が当社グループの計画通りに進まない場合、当社グループの事業展開が制 約され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期事業年度)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設及び(2)重要な改修」については、本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)現在(ただし、既支払額については平成30年10月31日現在)、以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設

소개성	소가 <i>오</i>		≐∿供の	投資予定金額		多 今钿法	着手及び完了予定年月		ウザ後の
会社名 事業所名	所在地	セグメン トの名称 	設備の 内容	総額 (百万円)	既支払額 方法 (百万円)	資金調達 方法 方法	着手	完了	・完成後の 増加能力 ・
当社	名古屋市	葬祭事業	葬祭	39	20	自己資金	平成	平成	葬儀施行
ティア猪高	名東区		ホール				30.9	30.11	件数の増加
当社 葬祭ホール / 註 \ 2	愛知県内	 葬祭事業 	葬祭 ホール	71	-	借入金	平成 30.12	平成 31. 2	葬儀施行 件数の増加
(注) 2.									
当社 葬祭ホール (注)2.	愛知県内	葬祭事業	葬祭 ホール	71	-	増資資金	平成 30.12	平成 31.3	葬儀施行 件数の増加
当社 葬祭ホール 11店舗	愛知県内	葬祭事業	葬祭 ホール	939	-	増資資金 又は借入 金	平成 31.1	平成 32.9	葬儀施行 件数の増加
当社 葬儀相談 サロン ティア根津	東京都文京区	葬祭事業	葬儀相談サロン	7		自己資金	平成 30.10	平成 30.11	葬儀施行 件数の増加
当社 葬儀相談 サロン 5 店舗	東京都内	葬祭事業	葬儀相談サロン	35	-	増資資金	平成 31. 3	平成 32.9	葬儀施行 件数の増加
当社 ティアIIR センター	名古屋市 北区	全社共通 葬祭事業	事務所 教育施設	300	26	借入金	平成 30. 9	平成 31. 3	(注)3.

- (注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 事業所名等の詳細は未確定のため、記載しておりません。
 - 3.業務の効率化及び人材育成体制の強化により、顧客サービスの向上を図るものであります。

(2) 重要な改修

今計 <i>夕</i>	会社名 55.5.11				投資予定金額		着手及び完了予定年月		完成後の
事業所名	所在地	トの名称	内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円))資金調達 方法	着手	完了	増加能力
当社ティア名港	名古屋市 港区	葬祭事業	葬祭 ホール	90	-	増資資金 又は借入 金	平成 31. 5	平成 31. 6	(注)2.
当社 ティア西枇 杷島	愛知県 清須市	葬祭事業	葬祭 ホール	65	-	増資資金 又は借入 金	平成 31. 7	平成 31.8	(注)2.
当社 ティア相生 山	名古屋市 天白区	葬祭事業	葬祭 ホール	86	-	増資資金 又は借入 金	平成 32.8	平成 32. 9	(注)2.
当社ティア熱田	名古屋市 熱田区	葬祭事業	葬祭 ホール	88	-	増資資金 又は借入 金	平成 32.8	平成 32.9	(注)2.

- (注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 既存設備の改修により、顧客サービスの向上を図るものであります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期事業年度)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成29年12月26日に臨時報告書を東海財務局長に提出しております。 その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成29年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、冨安徳久、岡留昌吉、辻耕平、宮﨑芳幸、山本克己、眞邉健吾、森善良、小木曽正 人の8名を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、稲生浩子氏を選任する。

第3号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年12月21日開催の第14回定時株主総会において、年額1,000百万円以内と承認いただいていますが、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、現行の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給する。譲渡制限付株式付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額40百万円以内(うち、社外取締役分は年額350万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、本制度により当社が取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年60,000株以内(うち、社外取締役分は年5,000株以内)とする。

第4号議案 当社監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、平成22年12月21日開催の第14回定時株主総会において、年額100百万円以内と承認いただいていますが、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、現行の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給する。譲渡制限付株式付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額5百万円以内(うち、社外監査役分は年額350万円以内)とし、本制度により当社が監査役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年7,000株以内(うち、社外取締役分は年5,000株以内)とする。

有価証券届出書(組込方式)

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

びに当成八時の元	賛成(個)	反対(個)		決議の結果		
決議事項			棄権(個)	可否	可決要件	賛成割合(%)
第1号議案	1	1				
富安 徳久	152,114	543	0	可	(注)	98.16
岡留 昌吉	152,374	283	0	可	(注)	98.33
辻 耕平	152,353	304	0	可	(注)	98.31
宮﨑 芳幸	152,367	290	0	可	(注)	98.32
山本 克己	152,370	287	0	可	(注)	98.32
眞邉 健吾	152,352	305	0	可	(注)	98.31
森善良	152,235	422	0	可	(注)	98.24
小木曽 正人	152,205	452	0	可	(注)	98.22
第2号議案						
稲生 浩子	148,800	3,855	0	可	(注)	96.02
第3号議案	130,324	22,333	0	可	(注)	84.10
第4号議案	126,564	26,093	0	可	(注)	81.67

- (注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決 権の過半数の賛成による。
 - (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

4 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期事業年度)における「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5)発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)現在下記のとおり増加しております。

平成29年12月22日現在の資本金	増加額	平成30年11月27日現在の資本金
1,159百万円	24百万円	1,184百万円

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

5 最近の業績の概要

(1) 平成30年9月期連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)の業績の概要 平成30年11月8日開催の取締役会において承認し、公表した平成30年9月期連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

なお、金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結財務諸表及び主な注記

(1)連結貸借対照表

		(十位・日/川コ)
	前連結会計年度 (平成29年 9 月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,758	2,125
売掛金	288	385
商品	47	53
貯蔵品	41	49
繰延税金資産	81	106
その他	130	143
貸倒引当金	5	5
流動資産合計	2,341	2,858
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5,260	5,590
車両運搬具(純額)	10	11
土地	1,428	1,488
リース資産(純額)	301	445
建設仮勘定	58	31
その他(純額)	174	161
有形固定資産合計	7,234	7,728
無形固定資産	151	114
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
差入保証金	970	915
繰延税金資産	135	158
その他	156	185
貸倒引当金	-	2
投資その他の資産合計	1,263	1,257
固定資産合計	8,648	9,100
資産合計	10,990	11,958

		(十四・日/月1)
	前連結会計年度 (平成29年 9 月30日)	当連結会計年度 (平成30年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
金柱買	315	352
短期借入金	60	70
1年内返済予定の長期借入金	792	710
未払金	503	667
リース債務	21	28
未払法人税等	250	291
賞与引当金	126	140
その他	123	173
流動負債合計	2,193	2,432
固定負債	·	
長期借入金	1,894	1,531
リース債務	331	445
資産除去債務	349	563
固定負債合計	2,575	2,540
負債合計	4,769	4,973
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,159	1,184
資本剰余金	793	817
利益剰余金	4,268	4,983
自己株式	0	0
株主資本合計	6,221	6,984
その他の包括利益累計額	•	
その他有価証券評価差額金	0	0
その他の包括利益累計額合計	0	0
純資産合計	6,221	6,984
負債純資産合計	10,990	11,958

(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

		(十匹・口/川リ)
	前連結会計年度 (自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
	11,352	12,311
売上原価	7,059	7,471
売上総利益	4,292	4,839
販売費及び一般管理費	3,101	3,516
営業利益	1,190	1,323
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	0	0
広告料収入	12	9
受取保険金	10	5
その他	11	8
営業外収益合計	40	29
営業外費用		
支払利息	43	36
固定資産除売却損	2	8 5
支払手数料 その他	- 0	1
営業外費用合計	45	52
音楽が真用ロロ 経常利益	1,185	1,300
特別損失	1,100	1,300
固定資産除売却損	29	_
特別損失合計	29	
税金等調整前当期純利益	1,156	1,300
法人税、住民税及び事業税	379	452
法人税等調整額	24	47
法人税等合計	355	404
当期純利益	801	896
親会社株主に帰属する当期純利益	801	896

(連結包括利益計算書)

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
当期純利益	801	896
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
その他の包括利益合計	0	0
包括利益	801	896
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	801	896
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3)連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	1,159	793	3,608	0	5,561		
当期変動額							
新株の発行					•		
剰余金の配当			141		141		
親会社株主に帰属する 当期純利益			801		801		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-		
当期変動額合計	-	-	659	-	659		
当期末残高	1,159	793	4,268	0	6,221		

	その他の包括	舌利益累計額		
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益累計額合計	純資産合計	
当期首残高	0	0	5,561	
当期変動額				
新株の発行			-	
剰余金の配当			141	
親会社株主に帰属する 当期純利益			801	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0	
当期変動額合計	0	0	660	
当期末残高	0	0	6,221	

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	1,159	793	4,268	0	6,221		
当期変動額							
新株の発行	24	24			48		
剰余金の配当			181		181		
親会社株主に帰属する 当期純利益			896		896		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-		
当期変動額合計	24	24	714	-	763		
当期末残高	1,184	817	4,983	0	6,984		

	その他の包括		
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益累計額合計	純資産合計
当期首残高	0	0	6,221
当期変動額			
新株の発行			48
剰余金の配当			181
親会社株主に帰属する 当期純利益			896
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	763
当期末残高	0	0	6,984

			(単位:日万円)
	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	(自 至	当連結会計年度 平成29年10月 1 日 平成30年 9 月30日)
税金等調整前当期純利益	1,156		1,300
減価償却費	522		561
賞与引当金の増減額(は減少)	13		13
貸倒引当金の増減額(は減少)	1		1
受取利息及び受取配当金	6		5
支払利息	43		36
固定資産除売却損益(は益)	31		8
売上債権の増減額(は増加)	71		97
たな卸資産の増減額(は増加)	3		14
仕入債務の増減額(は減少)	12		36
未払金の増減額(は減少)	51		146
その他	13		71
_ 小計	1,769		2,060
- 利息及び配当金の受取額	0		0
利息の支払額	42		36
法人税等の支払額	320		403
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,406		1,620
 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	988		633
有形固定資産の売却による収入	0		0
無形固定資産の取得による支出	10		13
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による	2		_
支出			
貸付けによる支出	10		-
差入保証金の差入による支出	24		12
差入保証金の回収による収入	61		71
その他 _	23		10
投資活動によるキャッシュ・フロー	998		596
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入	620		560
短期借入金の返済による支出	680		550
長期借入れによる収入	1,134		447
長期借入金の返済による支出	1,005		892
配当金の支払額	141		182
リース債務の返済による支出	20		34
その他	-		6
財務活動によるキャッシュ・フロー	93		658
現金及び現金同等物に係る換算差額	1_		0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	315		366
現金及び現金同等物の期首残高	1,442		1,758
現金及び現金同等物の期末残高	1,758		2,125

EDINET提出書類 株式会社ティア(E05585) 有価証券届出書(組込方式)

(5)連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記) 該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額149百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更は当連結会計年度末に行ったため、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(セグメント情報等)

- a.セグメント情報
 - 1.報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱うサービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は、葬儀請負を中心とした葬祭事業と、当社のこれまでのノウハウを生かした葬儀会館運営のフランチャイズ事業を行っております。

したがって、「葬祭事業」、「フランチャイズ事業」を報告セグメントとしております。

- 2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表の作成方法と概ね同一であります。
- 3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

		報告セグメント		調整額	連結財務諸表 計上額 (注)2
	葬祭事業	フランチャイズ 事業	計	(注) 1	
売上高					
外部顧客への売上高	11,011	340	11,352	-	11,352
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	11,011	340	11,352	-	11,352
セグメント利益	1,994	78	2,072	881	1,190
セグメント資産	8,702	39	8,742	2,248	10,990
その他の項目					
減価償却費 (注)3	456	0	456	66	522
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額 (注)3	915	0	915	150	1,065

- (注) 1.調整額は以下のとおりであります。
 - (1) セグメント利益の調整額 881百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に 報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額2,248百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
 - (3) その他の項目の減価償却費の調整額66百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
 - (4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額150百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
 - 2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
 - 3.減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント		調整額	連結財務諸表 計上額
	葬祭事業	フランチャイズ 事業	計	(注) 1	(注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	11,927	383	12,311	-	12,311
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	0	0	-
計	11,927	383	12,311	0	12,311
セグメント利益	2,191	85	2,277	953	1,323
セグメント資産	9,257	43	9,300	2,657	11,958
その他の項目					
減価償却費 (注)3	500	0	501	60	561
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額 (注)3	984	0	984	42	1,027

(注) 1.調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 953百万円には、セグメント間取引消去 0百万円及び各報告セグメント に配分していない全社費用 953百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額2,657百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
- (3) その他の項目の減価償却費の調整額60百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
- (4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額42百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- 2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
- 3.減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

b. 関連情報

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高について、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高はなく、該 当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
 - (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高について、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高はなく、該 当事項はありません。

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日) 該当事項はありません。

d.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日) 該当事項はありません。

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	308.51円	345.65円
1 株当たり当期純利益	39.72円	44.39円

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	801	896
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	801	896
期中平均株式数(株)	20,165,730	20,192,277

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ティア(E05585) 有価証券届出書(組込方式)

(2) 平成30年9月期事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)の業績の概要

平成30年11月8日開催の取締役会において承認された平成30年9月期事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)の計算書類は以下のとおりであります。

この計算書類は会社法の規定に基づくものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成したものではありません。

また、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査はなされておりません。

なお、金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

<u>貸借対照表</u>

(平成30年9月30日現在)

資産の部		負債の部		
流動資産	2,819	流動負債	2,418	
現金及び預金	2,089	金掛買	370	
売掛金	385	短期借入金	70	
商品	52	1 年内返済予定の長期借入金	697	
貯蔵品	49	リース債務	28	
前払費用	140	未払金	661	
· 燥延税金資産	104	未払費用	24	
その他	2		291	
貸倒引当金	5	預り金	32	
固定資産	9,087	賞与引当金	135	
有形固定資産	7,691	その他	106	
建物	5,223	固定負債	2,516	
構築物	351	長期借入金	1,511	
車両運搬具	6	リース債務	445	
工具、器具及び備品	159	資産除去債務	559	
土地	1,474	負債合計	4,935	
リース資産	445	純資産の部		
建設仮勘定	31	株主資本	6,970	
無形固定資産	114	資本金	1,184	
ソフトウエア	97	資本剰余金	817	
電話加入権	6	資本準備金	817	
その他	10	利益剰余金	4,969	
投資その他の資産	1,281	その他利益剰余金	4,969	
投資有価証券	0	繰越利益剰余金	4,969	
関係会社株式	19	自己株式	0	
関係会社長期貸付金	8	評価・換算差額等	0	
破産更生債権等	2	その他有価証券評価差額金	0	
長期前払費用	182			
差入保証金	912			
繰延税金資産	158			
その他	1			
貸倒引当金	2	純資産合計	6,971	
資産合計	11,906	負債・純資産合計	11,906	

<u>損益計算書</u>

(平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで)

(単位:百万円)

科目	金	額
売上高		12,312
売上原価		7,514
売上総利益		4,798
販売費及び一般管理費		3,487
営業利益		1,311
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	
広告料収入	9	
受取保険金	5	
その他	8	29
営業外費用		
支払利息	36	
固定資産除売却損	8	
支払手数料	5	
その他	1	52
経常利益		1,287
税引前当期純利益		1,287
法人税、住民税及び事業税	448	
法人税等調整額	47	400
当期純利益		887

株主資本等変動計算書

(平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					
		資本	剰余金	利益剰余金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成29年10月1日期首残高	1,159	793	793	4,263	4,263	
事業年度中の変動額						
新株の発行	24	24	24			
剰余金の配当				181	181	
当期純利益				887	887	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	24	24	24	705	705	
平成30年9月30日期末残高	1,184	817	817	4,969	4,969	

	株主資本		評価・換		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成29年10月1日期首残高	0	6,216	0	0	6,216
事業年度中の変動額					
新株の発行		48			48
剰余金の配当		181			181
当期純利益		887			887
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		-	0	0	0
事業年度中の変動額合計	-	754	0	0	754
平成30年9月30日期末残高	0	6,970	0	0	6,971

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券 時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

なお、たな卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿 価を切下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物15~38年構築物10~20年車両運搬具4~5年工具、器具及び備品3~15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収 不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理

を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

・ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッ

ジを行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法 特例処理を採用しているため、有効性の評価は省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2.表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「固定資産除売却損」は2百万円であります。

3 . 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額149百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更は当事業年度末に行ったため、当事業年度の損益に与える影響はありません。

- 4.貸借対照表に関する注記
 - (1)担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物101百万円合計101百万円なお、担保に係る債務は、下記(3)に記載している債務保証であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,106百万円

(3) 保証債務

当社の所有する建物の地主について、金融機関からの借入に対して次の債務保証を行っております。

R井正純 39百万円

なお、上記保証については、地主の所有する土地及び当社の所有する建物101百万円が担保に供されておりま す。

関係会社の金融機関からの借入について債務保証を行っております。

㈱愛共 33百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債務 19百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高1百万円仕入高157百万円その他の営業取引0百万円営業取引以外の取引高0百万円

- 6. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 1,470株

(2) 株主資本の金額の著しい変動

平成30年1月16日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役及び監査役並びに当社執行役員に対する譲渡制限付株式報酬として平成30年2月15日付で新株式の発行を行い、当事業年度において、資本金が24百万円、資本準備金が24百万円それぞれ増加しております。

この結果、当事業年度末において、資本金が1,184百万円、資本準備金が817百万円となっております。

7.税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

19百万円
6百万円
2百万円
41百万円
10百万円
12百万円
78百万円
171百万円
20百万円
26百万円
389百万円
0百万円
389百万円
127百万円
0百万円
127百万円
262百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20 年9月30日以前の建物については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)1	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(個人)	(株)夢現 (注)2	(被所有) 直接38.5	主要株主	地代家賃支払 に対する債務 被保証 (注)3	254		
及びその近親者	横山 博一 (注)2	-	債務被保証	地代家賃支払 に対する債務 被保証 (注)3	254		

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 - 2. 横山博一氏は主要株主には該当しませんが、㈱夢現は横山博一氏およびその近親者の財産保全会社であるこ とから、主要株主(個人)として各々記載しております。
 - 3. 当社は会館の賃借料に対して、主要株主㈱夢現および横山博一氏の債務保証を受けております。なお、保証 料の支払いは行っておりません。

10.1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 (2) 1株当たり当期純利益 344円96銭 43円94銭

11. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はございません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	平成28年10月 1 日	平成29年12月22日
	(第21期)	至	平成29年 9 月30日	東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第3四半期)	自至	平成30年4月1日 平成30年6月30日	平成30年8月10日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 株式会社ティア(E05585) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月22日

株式会社 ティア 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 公認会計士 服部 一利 印 指定有限責任社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかに ついて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めてい る。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティア及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 ティアの平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査 証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務 報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報 告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体として の内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ティアが平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月22日

株式会社 ティア 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 公認会計士 服部 一利 印 指定有限責任社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の 状況」に掲げられている株式会社ティアの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第 21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計 方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

EDINET提出書類 株式会社ティア(E05585) 有価証券届出書(組込方式)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月10日

株式会社 ティア 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 家元 清文

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 坂部 彰彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結 財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認めら れる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティア及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。